# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目 評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、地方税、保険料(税)の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

茨城県潮来市長

#### 公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	と取り扱う事務				
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務				
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻				
③システムの名称	滞納整理システム 統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の第24,44,85,100,127項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46 条、第50条、第68条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
請求先	茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL 0299(63)1111 代表				
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ				
連絡先	茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 税務課 TEL 0299(63)1111 代表				
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		₹満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年10月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

# **上きい値判断結果**基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ]	<b>雷占</b> 陌日 <b>亚</b> 価聿	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
されている。	心(成)別に りいくは、てれてれ	"里尔境口計‴音	<b>大は主項日計画音において、リヘ</b> )	ノ対東の計画が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通り	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ι	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		本人からのマイ	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー イナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 とを厳守している。	

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    と選択肢 >				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	情報提供不少ドプーグンステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、「 イン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	<b>-</b> '		

#### 変更簡所

変更箇	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月3日	1. ①事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込、滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自 動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及 び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援 の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納 整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	事後	項目の見直し
令和2年2月3日	3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1 項、別表第一の第16,59,68,94項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1 項、別表第一の第16,30,59,68,94項	事後	項目の見直し
令和2年6月1日	Ⅲしきい値判断項目	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	茨城県潮来市辻626 潮来市総務部税務課 Tel 0299(63)1111(代表)	茨城県潮来市辻626 潮来市総務部総務課 Tel 0299(63)1111(代表)	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成32年6月1日現在	令和3年8月1日現在	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年8月1日現在	令和4年7月1日現在	事前	
令和4年7月1日	I.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項。   近に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別差第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第1630,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	事前	項目の見直し
令和4年7月1日	IV. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 ・目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	課題が残されている。	十分である。	事前	項目の見直し
令和4年7月1日	IV. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 ・不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	課題が残されている。	十分である。	事前	項目の見直し
令和4年7月1日	10. ウヘン対束 7. 特定個人情報の保管・消去 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	課題が残されている。	十分である。	事前	項目の見直し
令和5年6月16日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年7月1日現在	令和5年7月1日現在	事前	
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年7月1日現在	令和6年7月1日現在	事前	
令和6年6月28日	I.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・終務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の第24.44,85,100,127項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	事前	項目の見直し
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
	1				
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる 対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
	度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる	-		事前事前	
令和7年10月10日	度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策 IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	クへの対策		
令和7年10月10日	度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策  IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】  IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		クへの対策  十分である。  情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素	事前	